

# 広報すぎなみ

# Suginami



支えあい共につくる  
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

5/15  
令和2年(2020年)  
No.2278

新型コロナウイルスに関する  
最新情報はこちらで  
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター  
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス  
感染症情報  
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター  
(地震・水防情報等)  
@suginami\_tokyo

## 特別定額給付金の「郵送申請」に必要な書類をお送りします

給付に必要な申請書は、5月18日以降、区から各世帯主宛てに順次発送し、5月中に発送を完了させる予定です。この発送に併せて、「杉並区特別定額給付金コールセンター」を開設し、お問い合わせに対応します。

### 給付額

1人につき10万円 ※受給権者は世帯主となります。

### 給付対象者

基準日(4月27日)現在、杉並区に住民登録のある方

### 郵送による申請方法

区から発送する申請書に必要な事項を記入するとともに、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを申請書の裏面に貼り、同封の返信用封筒で郵送してください。

### 給付方法

区から受給権者名義の金融機関口座に振り込みます。

申請期限日 8月24日(消印有効)

### 杉並区定額給付金コールセンター

郵送申請に関するご不明な点は、お問い合わせください。

☎0120-798-063 (5月18日～9月30日の午前8時30分～午後6時30分〈土・日曜日、祝日を含む〉)

### オンラインによる申請について

「オンライン申請」(マイナンバーカード所持者が利用可能)は、5月11日から受け付けています。オンライン申請の入力方法等は、総務省特別定額給付金ホームページをご覧ください。同コールセンター☎0120-260020(午前9時～午後6時30分)にお問い合わせください。

## 子育て世帯の皆さんへ

## 臨時特別給付金を支給します

小学校等の臨時休業等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。支給対象(見込み)となる方へ5月15日頃にお知らせを発送します。

**対象者:** 区から4月分(3月分含む)の児童手当を受給される方  
※特例給付(児童1人当たり月額一律5000円の支給)の受給者は、支給対象者にはなりません。  
※基準日(3月31日)時点でお住まいの自治体からの支給となるため、4月1日以降に杉並区へ転入された方は、前住所地の広報・ホームページ等をご確認ください。

**支給額:** 対象児童1人につき、1万円

**対象児童:** 平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童  
※児童養護施設等に入所中の児童については、施設等へ支給します。

**申請方法:** 申請不要  
※公務員は申請が必要です。必ず勤務先に確認の上、区へ申請してください。

**支給時期:** 6月12日頃に児童手当の振り込み先と同じ口座に振り込みます。

**その他:** ・給付金に関する詳細とQ&Aは、区ホームページをご覧ください。  
・給付金の支給を辞退する場合は、届け出が必要になります。詳細は、区ホームページをご覧ください。  
・配偶者からの暴力等を理由に避難されていて4月分児童手当を受給されていない方や、児童手当の振込口座を解約等された方は、なるべく早くご相談ください。



☎ 子育て家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎5307-0785

## 引き続き「外出の自粛」、「3密の回避」にご協力ください

2 | 生活・営業の支援に関する制度と相談窓口 5 | 住民税(特別区民税・都民税)のお知らせ 8 | 5月31日は世界禁煙デー・5月31日～6月6日は世界禁煙週間です

☎166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

## 新型コロナウイルス感染症対策

## 生活・営業の支援に関する制度と相談窓口

5月8日現在の情報です。最新情報は、各ホームページ等をご確認ください。

## 生活支援

## 傷病手当金

## 杉並区国民健康保険に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、療養のため労務に服することができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）を対象に、傷病手当金を支給します。

**必ず事前に電話でお問い合わせください。**

☎国保年金課国保給付係 ☎5307-0328

## 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

## 休業や失業でお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付けを必要とする世帯に対し特例貸付を実施しています。

詳細は、社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

**必ず事前に電話でお問い合わせください。**

☎杉並区社会福祉協議会生活支援課生活支援係 ☎5347-3134（午前9時～午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉）

## 住居確保給付金

## 家賃が支払えない方へ

休業や失業などで収入が減り、家賃が支払えない方に、区が家賃相当分を支給します。収入・資産要件、給付上限額等があります。

☎くらしのサポートステーション ☎3391-1751

## 納付の猶予・分割納付などの相談

## 各種保険料・住民税の納付が難しい方へ

収入の減少や損害が発生し、各種保険料・住民税の納付が難しくなった方には、納付の猶予や分割納付・減免などの相談を受け付けています。

☎国民健康保険料について＝国保年金課国保収納係 ☎5307-0374 ▶後期高齢者医療保険料について＝国保年金課高齢者医療係 ☎5307-0651

▶介護保険料について＝介護保険課資格保険料係 ☎5307-0654 ▶国民年金保険料について＝ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 ▶住民税について＝納税課滞納整理係 ☎5307-0634

## 公共料金等の支払いが困難な方へ

水道・下水道、ガス、電気、携帯電話使用料等の支払いについて、支払い猶予の延長を行っています。いずれも請求書等に記載の各事業者へお問い合わせください。

資金融資・貸し付けに必要な証明書等  
交付手数料の免除について

区では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う融資等の申し込み時に必要となる住民税証明書、印鑑登録証明書、住民票の写しの交付手数料を免除します。

※証明書コンビニ交付サービスは免除対象になりません。

※4月30日受け付け分から免除対象になります。

☎区民課、課税課

## 営業支援

## 新型コロナウイルス感染症対策特例資金

## ●区内の中小企業支援

売上高が減少した区内中小企業について、700万円を上限に3年間無利子で融資を受けられます。利用できる方には条件があります。

## ●商工相談

中小企業診断士の資格を有する相談員が、区内中小企業者からの各種相談（販売促進・資金繰り・労務・経営に関する相談等）を受け付けています。

..... いずれも .....

☎産業振興センター就労・経営支援係（商工相談担当） ☎5347-9182

## 東京都感染拡大防止協力金

都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小事業者に対し、50万円（2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円）を支給します。

☎東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎5388-0567（午前9時～午後7時〈土・日曜日、祝日を含む〉）

## ●資金繰りに関する相談

☎都産業労働局金融部金融課 ☎5320-4877（平日9時～午後5時）

## ●経営に関する相談

☎東京都中小企業振興公社総合支援課 ☎3251-7881 ✉sien@tokyo-kosha.or.jp（平日午前9時～午後4時30分〈火曜日のみ午後7時まで〉）

その他、新型コロナウイルス感染症に対応した支援策については東京都産業労働局ホームページをご覧ください



## 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を下支えするための事業全般に使える給付金（中小法人等は最大200万円、個人事業主等は最大100万円）を支給します。

☎持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570（IP電話専用 ☎6831-0613。午前8時30分～午後7時。5・6月〈毎日〉、7～12月〈土曜日を除く〉）

## 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に、雇用の維持を図るため、休業手当、賃金等に要した費用を助成します。

## 小学校休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業へ助成します。

..... いずれも .....

☎学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999（午前9時～午後9時〈土・日曜日、祝日含む〉）

## 次の症状がある方はご相談ください

下記のいずれかに該当する方（該当しない場合の相談も可）

●息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある

●重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

●上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

杉並区帰国者・接触者電話相談センター  
☎3391-1299（平日午前9時～午後5時）

新型コロナ受診相談窓口  
（帰国者・接触者電話相談センター）  
☎5320-4592

（平日午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日）